

提出内容

受付番号	201611020000382152
提出日時	2016年11月02日11時12分

案件番号	240000025
案件名	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編)(案)」に関する意見募集について
所管府省・部局名等	連絡先:個人情報保護委員会事務局(03-6457-9752)
意見・情報受付開始日	2016年10月04日
意見・情報受付締切日	2016年11月02日

郵便番号	150-0011
住所	東京都渋谷区東3-22-8 サワダビル4階
氏名	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
連絡先電話番号	03-5468-5091
連絡先メールアドレス	info@mcf.or.jp

提出意見	<p>【ガイドライン全体】</p> <p>個人情報保護法、政令、委員会規則において抽象的であった点や具体的な対応方法が分かりにくかった点について、事例を元に丁寧に解説されていること、産業発展と個人情報保護のバランスについて各者の意見が反映されていることなど、関係者が多大なるご尽力をされたことに敬意を表しますとともに概ね賛同いたします。</p> <p>一方で、これ以上の細分化、精緻化は、本来のマルチステークホルダー・プロセスによるコンセンサス作りを通じて、よりよい社会発展を目指すという民間の活動を妨げることになりかねません。今後は、認定個人情報保護団体や各業界の団体に対して、個人情報保護指針やガイドライン策定のための支援に注力していただきたくお願いいたします。</p> <p>また、越境移転についてのさらなる国際協力、IoT時代に対応した個人情報だけでなくプライバシー全体に関しての制度設計等に向けて、迅速な課題解決を期待いたします。</p> <p>【個別意見】</p> <p>1. 通則P9～P10 個人識別符号 「本人が認証できるようにしたもの」 「本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより」</p> <p>(意見) 法令等には記述のない「認証」という用語が使用されているが、その意図は何でしょうか？</p> <p>(理由) 個人情報であっても、視認するだけや写り込んだだけでは個人識別符号に該当しないということを表現するためのものだと理解していますが、間違いはないでしょうか？</p> <p>2. 通則P25 提供 利用可能な状態</p> <p>(意見) 提供の定義に「利用可能な状態」が含まれると、実際には「保有個人データ」「匿名加工情報」を取得しない場合も含まれてしまうため、「取得することができる利用可能な状態」に限定することを要望いたします。</p> <p>(理由) 例えばアンケート結果について、WEBツール等により「保有個人データ」の操作は可能ですが、その結果として統計情報しか閲覧もダウンロードもできない場合や、広告配信の際に条件設定のために配信事業者の「保有個人データ」を操作しますが、広告主は条件設定を行っているだけで「保有個人データ」を取得しないといったことが一般的に行われています。このように「保有個人データ」や「匿名加工情報」を一切取得していない場合は「提供」に該当しないことは明白ですので、提供の定義について修正していただくことを要望いたします。</p> <p>3. 匿名加工情報 P10 特定の個人を識別することができる記述の削除 「(仮IDにおけるハッシュ化の際の乱数)提供事業者ごとに組み合わせる記述等を変更し」という記述について。</p> <p>(意見) 当該記述を削除するか、「作成する匿名加工情報ごとに組み合わせる記述等を変更し」</p>
------	--

と変更されることを要望いたします。

(理由)

提供先事業者ごとに仮IDを変更しても、その他の匿名加工情報に含まれる情報は同一であり、仮IDの同一性は簡単に確認できますので、ほとんど意味はありません。また、不特定多数に対してWEB上で公開するような場合には、提供の都度、変更するという対応は事業者の負荷が大きくなってしまいます。一方、同じ個人情報から複数の匿名加工情報が作られる場合には、匿名加工情報に含まれる情報が異なることから、同一仮IDで照合して集積できるため、仮IDを変更する必要があります。

ガイドラインでは「望ましい」とされていますが、実効性のない例示は避けていただきたく、削除もしくは実効性のある例示に変更していただきたく要望いたします。